

南富良野町地域おこし協力隊派遣業務委託に係る

公募型プロポーザル実施要領

令和7年4月1日

南富良野町 企画課

**南富良野町地域おこし協力隊派遣業務委託に係る
公募型プロポーザル実施要領**

1. 業務の概要

(1) 業務名

南富良野町地域おこし協力隊派遣業務委託

(2) 業務目的

少子高齢化や人口減少、人材不足が進む中、町外の人材である地域おこし協力隊を積極的に誘致し、その定住・定着を図りながら、本町の移住定住対策等の事業推進を通じて、地域課題の解決や関係人口・定住人口等を生み出していくことを目的とする。

また、本業務における隊員の派遣や、令和7年4月1日付で南富良野町地域おこし協力隊に任命された隊員7名（以下、「既存隊員」という。）、及び令和8年3月31日までに南富良野町地域おこし協力隊として任命された隊員（以下、「新規隊員」という。）の活動支援を通して、本町における地域おこし協力隊事業全体の活性化を図ることを目的とする。

(3) 業務内容

「南富良野町地域おこし協力隊派遣業務委託 仕様書」を参照すること。

(4) 業務委託期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

2. 提案上限額（予算額）

8, 200千円（消費税及び地方消費税を含む）※この金額は契約額等を示すものではない。

3. プロポーザルの型式

本業務は公募型プロポーザルにより契約候補者等を決定するものとする。

4. 参加資格要件・業務実施上の条件

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和7・8年度南富良野町競争入札等参加資格を有する者で、南富良野町競争入札等参加資格者指名停止事務処理規定に基づく指名停止の措置を現に受けていない者であること。
- (3) 本業務を円滑に遂行するための経営基盤、必要な経理的基礎、管理能力を有してい

ること。

- (4) (3)と同様の観点から、自社直接執行により、本業務と同様の業務実績を有していることを要件とし、本業務の全部を第三者へ再委託することは禁止する。
- (5) その他、当該業務担当者との打合せを行うこと。

5. 参加申込・企画提案書

プロポーザルに参加を希望する者は、下記の参加申込書及び企画提案書を提出期限内に提出すること。

(1) 参加申込書

①提出書類

- (ア) 参加申込書（様式1）
- (イ) 納税証明書
- (ウ) 履歴事項全部証明書

②提出部数 各1部

③提出期間 令和7年4月14日（月）午後5時までに提出すること。

④提出方法 簡易書留郵便又は持参により、下記提出先へ提出すること。

(2) 企画提案書

①提出書類

- (ア) 企画提案書の提出鑑（様式2）
- (イ) 業務の実施体制（任意様式）
- (ウ) 業務の実施方針及びフロー（任意様式）
- (エ) 業務工程表（任意様式）
- (オ) 同種・類似業務の実績（任意様式）
- (カ) 企画提案書及び見積書（任意様式、A4版片面30頁以内）

※仕様書の内容について記載し、項目ごとに把握しやすいように配慮すること。

※イラストやサンプル画像を掲載する等、可能な限りイメージしやすいよう工夫し、また専門用語等については、必要に応じて解説や用語集等を付けるなど、専門的知識がなくても理解しやすいように記載すること。

※見積書も項目ごとに把握しやすいように配慮すること。

②提出部数 上記（ア）は1部、（イ）～（カ）は6部及び電子版1部

③提出期限 令和7年4月18日（金）～令和7年4月24日（木）午後5時まで。

④提出方法 簡易書留郵便又は持参により、下記提出先へ提出すること。

(3) プロポーザルへの参加辞退

参加申込書または企画提案書を提出した後、プロポーザルへの参加を辞退する場合は、辞退届（様式3）を下記提出先へ提出すること。提出方法については、簡易書留

郵便又は持参による。

6. 質問の受付

業務内容に関する質問を次のとおり受け付ける。

(1) 受付期間 令和7年4月14日(月)午後5時まで

(2) 書式及び提出方法

質問は、質問書(様式4)により行い、電子メールにて下記提出先に提出する。

(3) 質問の回答

参加申込のあった全事業者に回答する。

※電話、口頭による照会対応は行わない。

7. 選定方法

(1) 審査方法

審査は、南富良野町副町長及び南富良野町職員で構成する「南富良野町地域おこし協力隊派遣業務委託に係る公募型プロポーザル選定委員会」において、企画提案書及びプレゼンテーションの内容に基づき行う。

(2) 企画提案書及びプレゼンテーションの評価項目等は以下のとおり

審査項目	審 査 の 視 点	配点
業務目的	・業務の目的・内容を十分に理解しているか	30
実施工程	・実施工程・フローは妥当か	20
実施体制	・適切な業務を提供できる実施体制か	20
業務実績	・同種、類似業務の実績は十分か	20
提案内容	・移住定住施策の推進など、本町のニーズを把握した隊員の選考や配置の仕組みとなっているか ・隊員の能力が発揮できるような指導支援の体制となっているか ・多様な観点から施策が提案されているか	90
見積金額	・見積金額が提案内容に対し適正であるかどうか	20

(3) プレゼンテーション実施に関する事項

①開催日時・場所 令和7年4月下旬または5月上旬を予定

※具体的な日時、場所等は、プロポーザル参加者に別途連絡する。

②参加人数 4名までとする。

③説明時間 30分以内で説明した後、質疑応答を実施する。

④実施方法及び留意事項

- ・プレゼンテーションは、提出した企画提案書等に沿って説明を行うこと。
- ・プレゼンテーションで使用するプロジェクター、スクリーンは本町で準備する。
これ以外の必要な機器等は、参加者において準備すること。
- ・参加事業者からの申し出により、オンラインでの実施も可とする。

8. 契約に関する事項

(1) 見積徴取の相手先としての特定

南富良野町地域おこし協力隊派遣業務に係る公募型プロポーザル選定委員会により選定した最優秀者を本業務委託契約に係る随意契約の見積書徴取の相手先として特定すると共に、業務委託の詳細内容の協議を実施するものとする。

なお、特定した結果は書面により事業者へ通知すると共に、町のホームページで公開する。

ただし、下記のいずれかに該当し、最優秀者から見積書徴取及び業務委託契約が締結できない場合には、次点者を契約相手先の候補とする。

- ①最優秀者が地方自治法施行令第 167 条の 4 に規定する者に該当することとなったとき
- ②最優秀者が南富良野町競争入札等参加資格者指名停止事務処理規定に基づく指名停止の措置を受けているとき。
- ③最優秀者が本業務委託契約の締結を辞退したとき
- ④その他の理由により最優秀者と業務委託契約の締結が不可能となったとき

(2) 業務委託契約金額

南富良野町の定める本業務委託契約の予定価格の範囲内とする。

(3) 業務委託の仕様及び実施条件

本業務委託の仕様については、最優秀者の提出書類等に記載された内容を加味し、南富良野町において定める。

(4) 非特定理由に関する事項

- ①提出した企画提案書が特定されなかった者に対しては、特定されなかった書面（非特定通知書）をもって、南富良野町長から通知する。
- ②上記(1)の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して7日（休日を含まない。）以内に、書面（様式自由、ただし規格はA4版）を持参又は郵送（書留郵便等の配達の記録が残るものに限る）により、南富良野町長に対して非特定理由について説明を求めることができる。
- ③南富良野町は上記②による書面を受理後、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日以内に書面等により説明を行わなければならない。

9. 留意事項

- (1) 本プロポーザルに要する経費は参加事業者負担とし、提出書類等は返却しない。
- (2) 提出期限以後の書類の再提出、追加、差し替えは認めない。
- (3) 提出書類は、無断で審査目的以外に使用しない。
- (4) 本件に係る情報公開請求があった場合には、南富良野町情報公開条例（平成 14 年 3 月 25 日条例第 15 号）に基づき、提出書類を公開することがある。
- (5) 審査結果についての異議申し立ては、一切受け付けない。
- (6) 選定過程の透明性を確保するため、必要な範囲で参加事業者ごとの評価結果を事後に公表することがある。
- (7) 検討すべき事項が生じた場合は、南富良野町と業務委託請負者で別途協議する。

10. スケジュール

申請等に関するスケジュールは以下のとおりです。

日 程	内 容
令和 7 年 4 月 1 日（火）	公募の公告、実施要領等の公表
4 月 1 4 日（月）	参加申込書の提出期限 質問書の提出期限
4 月 1 8 日（金）	企画提案書の受付開始
4 月 2 4 日（木）	企画提案書の提出期限
4 月下旬から 5 月上旬	プレゼンテーション審査会
5 月上旬から中旬	審査結果通知、受託候補者決定
5 月上旬から中旬	委託契約締結
令和 8 年 3 月 3 1 日（月）	委託契約履行期間終了

11. 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

- ①提出期限内に提出書類が提出されなかった場合
- ②提出書類に虚偽の記載があった場合
- ③実施要領等で示された提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
- ④実施要領等に違反すると認められる場合
- ⑤審査結果に影響を与えるような不誠実な行為があった場合

12. 本件に関する問合せ・書類提出先

〒076-8555 北海道空知郡南富良野町字幾寅 867 番地

南富良野町 企画課 企画振興係

電 話：0 1 6 7－5 2－2 1 1 5（直通）

F A X：0 1 6 7－5 2－2 9 2 2

E-mail：kikaku@town.minamifurano.hokkaido.jp